

第1章

活動指針について





第1章 活動指針について

1 策定の趣旨

六戸町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）では、社会福祉法^{※1}第109条^{※2}に規定された地域福祉を推進することを目的とした団体として、六戸町地域福祉を推進するにあたり、平成23年3月に「六戸町社会福祉協議会活動指針」（以下、「第1次活動指針」をいう。）を策定し、平成28年3月までの5年間の事業推進の基盤としてきました。

その間、六戸町においても少子高齢社会の進行やライフスタイルの変化による地域社会の伝統的な相互扶助機能の弱体化等により、地域が抱える福祉課題の複雑化、多様化が進んできました。

このことから、六戸町の福祉の現状を捉え、町社協の現在の存在意義や果たすべき役割を改めて明らかにし、今後5年間に町社協が取り組む方向性を定めるため「六戸町社会福祉協議会第2次活動指針」（以下、「指針」という。）を策定しました。



※1 社会福祉法

昭和26年に制定された社会福祉事業法を平成12年6月に改正した法律。社会福祉を目的とする事業の全般における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進、福祉事業の健全な育成を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的としている。福祉サービスの基本理念として、個人の尊厳、自立支援、利用者本位が掲げられている。

※2 社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、～中略～、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



2 性格と位置付け

- この指針は、六戸町における社会福祉の発展強化に向けた、町社協の総合的、体系的な活動指針です。
- この指針は、青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）活動指針、市町村社協経営指針（全国社会福祉協議会作成）社協・生活支援活動強化方針（全国社会福祉協議会作成）、六戸町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と整合性を踏まえ策定しています。

3 期 間

- 基本理念・基本目標は、平成23年度から平成32年度までの概ね10カ年の方向性を示します。
- 推進項目、実施計画は、平成28年度から平成32年度までの5カ年の期間で取り組むものです。
- 策定後において、社会情勢の変化等に対応し必要に応じて見直しを行います。

4 進行管理及び評価

- この指針の策定及び事業の推進にあたり、変化する社会環境に適応し、基本理念・基本目標に基づいた重点課題を達成するため、自己評価を実施するとともに、外部の有識者等による委員会等を組織し、毎年度及び随時の見直しと、スクラップアンドビルド^{※3}の考え方を原則として、進行管理と評価を行います。

5 第1次活動指針について

- 第1次活動指針は、基本理念、基本目標は10カ年、重点課題、推進方策及び実施計画は5カ年のものとして策定しました。重点課題、推進方策及び実施計画等は、平成25年度に見直しを行いました。

.....
※3 スクラップアンドビルド

事業を新設する場合には、既存の事業を改廃し、全体として事業量の増大を防ごうとする方式のこと。



第2章 社会福祉の動向と 町社協の使命





第2章 社会福祉の動向と町社協の使命

1 社会福祉の動向

社会福祉の動向は、平成11年の社会福祉基礎構造改革^{※4}に基づき、平成12年に介護保険法^{※5}の施行、さらに同年に成年後見制度^{※6}の導入が行われました。

この改革は、今後増大・多様化する国民の福祉受容に対応するための見直し、社会福祉法人による不祥事の防止、地方分権の推進等に資することを趣旨としていますが、措置制度から利用制度への移行や規制緩和による多様な事業主体の参入が可能になる等、福祉の現場に大きな変動をもたらす改革となりました。

障害者保健福祉施策は、平成18年度から障害者自立支援法^{※7}が施行され、その後、平成25年4月に障害者総合支援法^{※8}として施行されました。

平成24年10月からは障害者虐待防止法^{※9}が施行され、平成28年4月からは、障害者差別解消法^{※10}が施行されます。

平成20年リーマン・ショック以降、不安定な雇用形態や失業、低収入などにより、働ける世代の人達の生活保護受給者が増加したことにより、平成27年4月に生活困窮者自立支援法^{※11}が施行され、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し自立の促進を図るため「生活困窮者自立相談支援事業」が新たに第2のセーフティネット^{※12}として位置づけられました。

平成27年度の介護保険制度改正では、介護予防給付の訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行、介護予防・生活支援サービスの拡充などが盛り込まれるとともに、地域包括ケアの実現に向けて日常生活圏域が一層着目されています。このような中、住民の福祉活動と連携した生活支援サービス等の開発や連携など、地域福祉を推進する視点からの事業展開が求められています。

複雑・多様化する福祉課題への積極的な対応を期待されている社会福祉法人については、平成27年2月に厚生労働省社会保障審議会福祉部会において、「社会福祉法人制度改革について」の報告書がまとめられました。この中では、運営の透明性の確保、地域における公益的な取組の責務、及び内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下などが求められており、これらを踏まえ、現在、社会福祉法改正等が検討されています。

.....
※4 社会福祉基礎構造改革

社会・経済の変化に対応し、必要な福祉サービスを的確に提供できるよう、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉の充実・活性化、地域福祉の推進など、社会福祉の共通基盤制度について見直しを行った改革。



※5 介護保険法

加齢による疾病等から介護や機能訓練等が必要となった方が、尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な医療、福祉サービスを給付するため、平成9年に制定された。

※6 成年後見制度

民法に基づき、認知症の高齢者や知的障害者・精神障害者など、判断能力が不十分な人の身上監護や、財産管理を代理権・同意権・取消権が付与された成年後見人が行う制度。本人の判断能力があるうちに、あらかじめ後見人へ依頼しておく任意後見人と、家庭裁判所が後見人を選任する法定後見がある。

※7 障害者自立支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者基本法の基本理念に基づき、障害者や障害児がその持っている能力と適正に応じて、自立した日常生活、社会生活を営めるように、障害者福祉の増進を図り安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。

※8 障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために平成25年に施行された法律。

※9 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律）

障害者を養護する家族や障害者福祉施設の従業者、勤め先の経営者等による、身体的、精神的、経済的虐待等の防止、早期発見、被虐待者や擁護者への支援などができる体制を整備することを目的として制定された法律。

※10 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、制定された法律。

※11 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、そのほかの支援を行う制度で平成27年度から施行。

※12 セーフティネット

生活上困難に陥っても、最低限の生命・身体の安全を保障できる仕組みのこと。





2 町社協の使命

町社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進することを使命としています。

3 経営理念

町社協は、使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

① 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び福祉団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織との相互理解と協働によって住民主体の福祉コミュニティの形成を実現します。

② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において誰もが地域社会の一員として、尊厳をもって生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現します。

そのためにも、「個人の尊厳」を基本とし、生活に問題を抱えても、他者による支援や福祉サービス等社会資源を活用しながら、地域社会において自立した生活ができるよう支援活動を展開します。

③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域住民、保健、医療、福祉の関係組織・機関はもとより、教育、就労等生活関連組織・機関と連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を構築します。

④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取組へのたゆみない挑戦

事業展開を通じて地域の福祉課題を捉え直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発に挑戦します。

また、制度の谷間にある福祉課題や地域から孤立している世帯・複合的な課題を抱えている世帯への支援など、これまでの制度や住民福祉活動で対応しきれなかった課題に対し積極的に取り組みます。





4 組織運営方針

町社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- ① 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- ② 事業の展開に当たって、住民参加を徹底します。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握など事業評価を行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- ④ 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。



.....

※ 町社協の使命・経営理念・組織運営方針は市町村社協経営指針（2005年全国社会福祉協議会 市区町村社協経営指針改正。）から準用。

第3章

六戸町社会福祉の状況





1 総人口と高齢化率の推移

六戸町の総人口は、平成24年度まで減少傾向で推移してきましたが、平成25年度以降緩やかな増加傾向となっています。一方、高齢化率は右肩上がりに上昇し、平成24年以降は29%前後で推移しています。

年	総人口(人)	世帯数(世帯)	65歳以上		75歳以上	
			人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
元	11,231	2,999	1,378	12.2	499	4.4
5	11,054	3,028	1,709	15.4	604	5.4
10	11,078	3,237	2,163	19.5	769	6.9
15	11,058	3,525	2,647	23.9	1,101	9.9
20	10,691	3,752	2,897	27.0	1,440	13.4
21	10,663	3,752	2,940	27.6	1,483	13.9
22	10,664	3,826	2,973	27.9	1,553	14.6
23	10,596	3,850	2,955	27.9	1,625	15.3
24	10,572	3,919	3,008	28.4	1,662	15.7
25	10,765	4,036	3,098	28.8	1,711	15.9
26	10,868	4,135	3,195	29.4	1,731	15.9
27	10,910	4,197	3,267	29.9	1,744	16.0

(各年4月1日現在)





2 年齢別人口状況

(単位：人)

年 別	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	百歳 ～
	～ 9 歳	～ 19 歳	～ 29 歳	～ 39 歳	～ 49 歳	～ 59 歳	～ 69 歳	～ 79 歳	～ 89 歳	～ 99 歳	
元	1,370	1,610	1,243	1,726	1,498	1,634	1,255	665	208	22	0
5	1,888	1,531	1,074	1,488	1,693	1,572	1,469	767	238	34	0
10	1,037	1,392	1,104	1,248	1,831	1,445	1,630	984	360	47	0
15	949	1,194	1,132	1,131	1,525	1,757	1,545	1,276	474	71	4
20	848	996	926	1,157	1,297	1,825	1,444	1,408	653	132	5
21	840	973	908	1,177	1,257	1,780	1,513	1,377	707	128	4
22	831	975	871	1,169	1,238	1,753	1,574	1,369	740	135	4
23	792	973	819	1,153	1,211	1,775	1,616	1,373	771	138	3
24	798	982	801	1,188	1,221	1,573	1,677	1,378	814	139	1
25	820	1,002	821	1,219	1,279	1,507	1,739	1,347	873	153	5
26	860	992	811	1,236	1,306	1,455	1,790	1,347	901	167	3
27	877	978	785	1,244	1,338	1,439	1,819	1,312	938	179	1

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

3 生活保護の状況

生活保護世帯の比率は、全国平均、県平均を下回っています。
平成22年以降は12%で推移しています。

年	被保護 世帯数	被保護 実人数	生活保護率 (%)		
			全国平均	県平均	六戸町平均
元	70	108	8.9	15.4	9.9
5	49	67	7.1	11.8	6.4
10	51	62	7.5	11.3	5.6
15	63	-	10.5	14.5	7.0
20	72	102	13.0	18.0	9.8
21	76	105	13.0	18.0	9.8
22	92	127	15.1	20.5	12.48
23	91	122	16.2	21.60	12.02
24	93	122	16.7	22.27	11.77
25	97	129	17.0	22.79	12.68
26	99	127	17.1	20.90	11.68
27	99	128	-	-	-

(各年3月31日現在)



4 児童福祉の状況

学齢前児童は平成元年以降減少してきましたが、平成24年以降は増加しています。

(単位：人)

年	整備状況					入所現員				学齢前児童
	公立		民間		計	公立	民間		計	計
	定員	施設数	定員	施設数			町内	町外		
元	120	2	240	4	360	94	230	—	324	850
5	80	2	240	4	320	49	232	—	281	619
10	80	2	240	4	320	50	216	—	266	578
15			270	4	270	0	292	32	324	546
20			210	3	210	0	197	53	250	500
21			210	3	210	0	193	49	242	442
22			210	3	210	0	213	52	265	452
23			190	3	190	0	210	48	258	431
24			210	3	210	0	227	63	290	433
25			210	3	210	0	243	71	314	473
26			220	3	220	0	252	89	341	507
27			360	4	360	0	293	81	374	524

(各年4月1日現在)

5 母子父子福祉の状況

年	母子世帯数	父子世帯数	父母のない児童のいる世帯数
元	60	19	5
5	67	28	2
10	68	30	—
15	85	11	—
20	120		6
21	137		6
22	136		6
23	129		6
24	135		6
25	147		6
26	133		6
27	145		5

年	出生数	死亡数
元	109	73
5	106	89
10	88	94
15	72	93
20	69	128
21	62	122
22	62	139
23	67	147
24	77	140
25	65	128
26	77	139
27	-	-

(各年4月1日現在) 空欄は、調査未実施。



6 障害者福祉の状況

●障害手帳保持者

(単位：人)

年	身体障害 (児)数	障 害 別					精神保 健福祉 手 帳
		視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体	内部	
元	313	37	54	1	198	23	-
5	349	36	45	1	227	40	-
10	398	30	42	0	269	57	-
15	472	37	41	0	318	76	26
20	478	37	37	4	312	88	53
21	475	36	37	4	308	90	64
22	479	34	35	6	311	93	70
23	496	36	36	6	321	97	78
24	505	35	35	5	325	105	86
25	518	32	38	6	328	114	91
26	513	32	36	6	323	116	96
27	508	32	34	7	318	117	102

(各年4月1日現在) 空欄は、調査未実施。

7 知的障害者福祉の状況

(単位：人)

年	在 宅 入 所 内 訳							愛 護 手 帳 交 付 状 況						
	在 宅			入 所			合計	重 度			中 軽 度			合計
	児	者	計	児	者	計		児	者	計	児	者	計	
元	8	19	27	12	7	19	46	6	13	19	7	12	19	38
5	4	23	27	6	15	21	48	7	14	21	3	19	22	43
10	5	16	21	6	26	32	53	7	17	24	4	24	28	52
15	4	39	43	2	14	16	59	3	20	23	3	33	36	59
20	9	40	49	3	18	21	70	4	19	23	8	39	47	70
21	19	42	61	0	16	16	77	7	19	26	12	39	51	77
22	23	45	68	0	17	17	85	7	19	26	16	43	59	85
23	17	53	70	0	14	14	84	6	19	25	11	48	59	84
24	15	58	73	0	15	15	88	7	19	26	8	54	62	88
25	16	54	70	1	20	21	91	6	20	26	11	54	65	91
26	14	62	76	0	16	16	92	5	21	26	9	57	66	92
27	17	63	80	0	15	15	95	5	21	26	12	57	69	95

(各年4月1日現在)



8 老人福祉の状況

平成27年度の高齢者のみの世帯は582世帯で総世帯数の14%となっています。平成27年度の要支援・要介護の認定者は596人となり、平成24年度から59人(9.8%)増加しています。また、平成27年度の介護度別認定者をみると、要介護2が124人(20.7%)と最も多く、次いで要介護5が(19.0%)、要介護4が101人(18.5%)となっています。

(単位：人)

年	高齢者のみの世帯			介護保険認定者							
	独居	夫婦のみの世帯	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
元	47	17	64	/	/	/	/	/	/	/	/
5	92	67	159	/	/	/	/	/	/	/	/
10	112	41	153	/	/	/	/	/	/	/	/
15	133	120	253	52	/	124	98	51	53	72	450
20	174	143	317	51	39	105	111	89	63	70	528
21	225	244	469	51	38	99	109	85	67	82	531
22	272	279	551	43	54	87	108	74	66	96	528
23	254	250	504	39	57	100	98	71	91	91	547
24	255	271	526	38	57	90	95	86	76	97	539
25	281	282	563	34	59	98	119	69	90	78	547
26	271	306	577	24	53	116	104	81	101	103	582
27	275	307	582	22	45	98	124	94	101	114	598

(各年4月1日現在)



第4章

基本理念と基本目標





第4章 基本理念と基本目標

1 基本理念

「みんなで支え合い

すべての人が 安心して暮らせる町づくり」

町社協では、六戸町の地域福祉を推進するにあたり、誰もが地域の中で普通に生活し、共に生きる社会づくりを進めるという「ノーマライゼーション※¹³の理念」と、すべての人を包み込み、誰もがともに生きる社会の創造を目指す「ソーシャル・インクルージョン※¹⁴の理念」のもと、住民の誰もが個人として尊重され、家庭や地域の中で、互いに支え合い、安心して自立した生活が送れる町づくりの実現を目指します。



.....

※13 ノーマライゼーション

障がいのある人も、障がいのない人も、また高齢になっても、みんなが同じように普通の生活を送ることができる社会をつくろうという考え方。

※14 ソーシャル・インクルージョン

差別や偏見などによって地域社会から排除された人々を、再び地域に包み込むように迎え入れるという考え方。



2 基本目標

基本理念である「みんなで支え合い すべての人が 安心して暮らせる町づくり」の実現を目指して、次の5項目の基本的な目標を掲げ、住民参加と利用者本位の福祉サービスの実現に向けて地域福祉を総合的に推進します。

【基本目標1】 住民参加で安心の町づくり（地域福祉活動の推進）

住民の生活の基盤は地域であり、誰もが住みなれた地域において安心した生活を送れることを望んでいます。しかし、生活を送る上で何らかの生活課題に直面し、地域においては地域課題も発生します。こうした課題を解決するためには、自助・公助を補完する地域での支え合いや助け合いといった共助が必要となります。町社協では、地域における支え合いの体制やつながりの構築といった共助体制の充実を図ることにより、地域福祉を推進します。

【基本目標2】 人と人がつながる町づくり（ボランティア活動の振興）

福祉に関しては、児童や高齢者、障がい者等を対象としているイメージが強く、若年層の関わりが薄い傾向にあります。しかし、福祉は全ての国民を対象としており、お互いに支え・支えられる関係が求められます。

行政や関係機関、社会福祉施設・団体・企業等との連携・協働により福祉教育、ボランティア活動に取組み、住民の主体的な福祉のまちづくりの参画を推進していきます。

【基本目標3】 人を大切にし、柔軟に対応できる仕組みづくり （福祉サービス利用支援の充実）

社会福祉法は福祉サービスの利用者の利益保護を目的の1つとしており、個人の尊厳と保持、利用者の意向を尊重することが求められています。

福祉サービスの提供の仕組みが措置から契約になり、利用者がサービスを自ら選択できるようになったことで、適切に契約し、意向に沿った利用ができるよう、福祉サービスの利用手続きや苦情対応等において支援をしていきます。

また、生活困窮者自立支援法の施行により、生活困窮に起因する生活課題への新たな対応が求められます。

こうしたことから、これまでの住民参加の取組を基盤に、地域住民、民生委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア等との連携協働により、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化していきます。



【基本目標4】 自立した暮らしを支えるサービスの充実 (在宅福祉サービスの充実)

住み慣れた地域において生涯を終えることは、誰もが望むことであると思います。

しかし、加齢や障害、病気等による身体的問題や地域の関係性の希薄化、家族機能の低下といった様々な要因により、家族だけでは在宅生活を支えることが困難な状況も危惧されます。町社協では、介護保険等の公的福祉サービスと地域住民等にボランティア活動などを組み合わせ、本人の意思の尊重と家族への支援を踏まえた在宅福祉サービスの充実に努めます。

また、低所得者や公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や、制度の谷間にある方への対応など一人ひとりの暮らしを支える事業を推進していきます。

【基本目標5】 民間性を発揮した社協づくり（組織体制の充実）

上記の目標を達成するためには、町社協の組織、財政事業等を見直し、その経営基盤を強化していきます。その際、公益性や中立性を確保しつつ、民間組織としての開拓性を活かしていきます。

また、財政及び経理については、適切な内部牽制を実施していきます。



第5章

現状と課題・今後の方向性





第5章 現状と課題・今後の方向性

基本目標 1 住民参加で安心の町づくり —地域福祉活動の推進—

1 住民参加による支え合い活動

住みなれた地域で安心して暮らし続けていくためには、地域住民による支えあいや助け合いなどの地域福祉活動が必要です。

近年の急速な少子高齢化や核家族化の進行により、高齢者の生活環境も大きく変化しています。

また、人と人とのつながりの希薄化は地域福祉を後退させる大きな要因となっています。このような地域社会の状況を改善していくためには、向こう三軒両隣のよような住民相互が連携意識を持ち、支え合いや助け合いなど地域のコミュニティが構築された福祉のまちづくりを推進することが必要となります。

平成27年度の介護保険制度の改正により、予防給付の一部が地域支援事業に移行されました。それに伴い全国一律だったサービスから地域の実情に応じたサービスの創出と地域住民を中心としたサービスの担い手の育成を行うこととなりました。

町社協は町から包括的支援事業の中の生活支援体制整備事業^{※15}の受託を受け、多種多様な人材と一緒に地域の課題発見とその課題解決に向けた検討を行う協議体を設置し、生活支援コーディネーターによるネットワークづくりや人材育成を行います。

また、平成9年度から町内会を単位として実施してきた、一人暮らし高齢者等の見守り活動「ほのぼの交流協力員」から、民生委員を中心とした「見守りサポーター」へ移行し、見守り活動への連携強化とネットワークづくりを推進します。

平成2年度から在宅で生活するひとり暮らし高齢者等を対象に、県社協が実施主体の24時間体制の緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」を実施し、一定の成果を上げてきました。しかし、加入者ニーズの多様化や近隣住民の希薄化による協力員体制の確保が困難になるなどの課題により、設置台数は横ばい状況です。

今後も、ひとり暮らし高齢者等の緊急時の安心を確保するとともに、県社協や協力員、関係機関等と連携し、孤立感や孤独感の軽減を図ります。協力員の確保に努め、関係機関による見守りネットワークの構築が円滑に展開されるよう住民や関係機関に対する事業の周知・啓発を行っていきます。

.....

※15 生活支援体制整備事業

生活支援サービスの拡充を図るため、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられ、生活支援コーディネーターや協議体の設置等を通じて、多様な生活支援サービスのネットワーク化や不足している資源の開発等を行う。



地域を拠点に、住民が協働で運営していく楽しい仲間づくりの活動である「ふれあい・いきいきサロン」は、現在14ヶ所で実施されており、活動も多種多様な広がりを見せています。一方で、高齢化に伴う参加者の減少、運営の担い手の不足が課題として挙げられています。今後も、運営の担い手の発掘と育成に努め、サロンを無理なく運営できるように支援していきます。

2 福祉団体・当事者団体の支援・育成

地域における福祉活動を推進する上で、当事者組織や代弁機能をもつ家族会などの活動があります。

町社協では、地域における福祉活動の充実を図るため、各福祉団体の運営支援や助成金を交付してきました。しかしながら、会員の高齢化などにより各団体とも運営が難しくなっている現状です。

今後は、各団体の会員増強のための支援を強化する他、在宅介護者の集いなど介護者リフレッシュ事業の参加者の交流を通じて孤立感の解消や悩みを解き放ち、リフレッシュを図りながら、家族の会の組織化に向けて進めていきます。

3 広報活動・福祉活動の啓発

福祉活動・事業は住民に十分理解されているとは言い難い状況です。住民などに対する社会福祉活動や社協活動についての広報・啓発活動は、町社協にとって欠かせない機能です。

また、社会福祉法人は公益性の高い法人であり社会的責任が大きく国民に対して経営状態を公表する必要があることから、平成25年度以降の財務諸表については、インターネット上での公表の実施が義務化されました。

町社協では、社協だより「ふれあい」、社協通信「コラボ」の発行、ホームページの内容を充実させるとともに、マスコミなどのメディアを積極的に活用し、町社協の事業や福祉活動等の情報提供をしていきます。

社会福祉大会、社協まつりは、福祉活動の啓発や住民の福祉意識の高揚を目的に平成21年度から併催で開催し、内容も充実し来場者も増加しています。その一方でボランティア団体や当事者団体等の減少により運営が困難となってきています。

今後は広く住民や関係機関など多様な団体に呼び掛け開催し、町民に対し地域福祉を啓発していきます。

4 福祉課題の把握・援護活動

社会福祉協議会の活動原則は、調査などにより、地域住民の要望・福祉課題などの把握に努め、住民のニーズに基づく活動を第一に進める必要があります。

また、地域住民が地域課題を共有する取組や住民個々の福祉意識の高揚といった仕掛けも必要となってきます。

今後も、調査活動や地域福祉懇談会を行い、ニーズの把握や福祉課題の明確化、



基本目標2 人と人がつながる町づくり —ボランティア活動の振興—

1 福祉教育と人材育成

福祉教育では、出前福祉講座や夏ボランティア体験など体験学習を通じて、福祉教育の成果を上げてきました。

福祉教育に関しては、福祉意識の高揚を目的として全ての住民に対して行う啓発活動と地域の特定の課題の解決を図るために当事者や住民、関係者の意識改革や思いの共有を目的とする活動があります。

今後も児童・生徒・地域住民が地域福祉やボランティア活動について学ぶ機会をつくり、その理解と関心を高め、自らが進んで町づくりに参加しようとする環境の整備を図ります。

2 ボランティア活動

ボランティア活動の推進には、幅広い年代や企業等の参加が不可欠であり、関係機関・団体との連携・協働を図り、より生活に密着したボランティア活動を推進していく必要があります。

町社協では、平成7年度にボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関わる相談・援助、情報提供、研修、ボランティアの発掘、連絡組織への支援等を行ってきました。

また、クリーン作戦や、家屋修繕、除雪ボランティア、掃除ボランティアなど学校や団体と連携した事業を実施してきました。

今後も、情報提供、多種・多様なボランティアニーズに対し、活動メニューの開発やコーディネートなど総合的に支援できるようボランティアセンター機能を強化していきます。

活動の実績に応じたボランティアポイントについては、平成28年度より町の事業と連携し、ボランティア活動を始めるきっかけや活動継続への更なる促進につなげていきます。





3 災害時における災害ボランティア活動

東日本大震災の発生や台風、豪雨による被害など、全国的に大規模な災害が発生しています。高齢社会により、大規模な災害が発生した際に自力で避難することや、避難生活を送ることが難しい方も増えています。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、発生時の災害ボランティアセンター運営のみならず、日頃から、住民や関係機関、団体等との関わりが重要であることが改めて認識されました。

災害時には、行政等において被災者救援のために行われる様々な対策とあわせて、被災者のニーズに迅速かつ柔軟に対応することができるボランティアによる災害ボランティア活動が被災地の復興に果たす役割は極めて重要です。

青森県の地域防災計画では、県、市町村及び社会福祉協議会等関係機関は、平常時から相互の交流を深め、防災に関する連携・協力を努めることとしています。

また、被災市町村は市町村社会福祉協議会等関係機関と協議して、災害ボランティアセンター^{※16}の設置が必要と判断した場合、速やかにセンターを開設し、ボランティアの受入れを行うことになっています。

町社協では、平成25年に大規模災害が発生した場合における災害ボランティアの設置・運営や手順をまとめた、災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成しました。

今後も災害ボランティアコーディネーターを養成し、災害ボランティアセンター運営に関する訓練などを行い、行政、関係機関、地縁組織、ボランティアなどと協働で災害ボランティア活動を推進・支援する体制づくりを進めていきます。

災害時の要援護者支援については、民生委員児童委員、見守りサポーターなどが十分に連携を取りながら進め、基本理念の実現に向け、災害発生時にも住民が支え合えるような災害にも強い地域づくりを支援します。

.....

※16 災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。近年では、大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されている。





基本目標3 人を大切にし、柔軟に対応できる仕組みづくり —福祉サービスの利用支援の充実—

1 総合的な相談支援の強化

家族機能の低下や地域住民・家族間のつながりの希薄化は、身近に相談できる方の減少につながり、生活課題に対する解決力の低下を招いています。複雑多様化した社会情勢と合わせて、課題解決のための入口としての相談所の役割は重要と考えます。

町社協では、「心配ごと相談所」の利用者が平成18年度から減少してきていますが、定期的開催の継続と福祉専門職による総合相談を実施することにより、住民の生活課題に関する解決に向けた支援を行います。

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、住民が抱える課題がより複雑化・深刻化する前に生活困窮者の自立促進を図るものです。

本制度においては、アウトリーチ^{※17}によるニーズ発見やニーズ把握、伴走型の支援や就労支援、住民の制度理解と取組への参画などが不可欠であり、支援対象者の生活圏域である身近な町村部において、自立相談支援機関と行政や関係機関とが連携して取り組みを行うことが必要であります。町社協では、町、民生委員・児童委員をはじめとする関係機関とのネットワークを形成しながら、生活困窮者を早期に発見し、上北自立相談窓口（七戸町社協）へつなぎ自立相談窓口や関係機関と連携し、自立に向けたきめ細かい支援を行っていきます。

.....

※17 アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公的機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。



2 福祉サービス利用支援

ひとり暮らし、高齢者のみの世帯の増加に伴い、日常生活に不安を持ちながら生活をしている方が増えています。

福祉サービスが措置から契約に移行し、判断能力が低下した方の、権利擁護の仕組みは必要不可欠といえます。この権利擁護の考え方は、精神障がいや知的障がいを抱えた方々についても同様といえます。

町社協では、基幹的社協（三沢市社協）と連携し、認知症高齢者や精神障がい者・知的障がい者の権利を擁護するため、福祉サービスの利用支援や金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」^{※18}を継続して行っています。

日常生活自立支援事業の利用者や相談者の中には、判断能力の低下が認められ、成年後見制度への移行が望ましい方もいます。その一方で、成年後見制度の利用が必要とされている方々が円滑に制度に繋がらないなど課題もあります。成年後見制度を必要とする人が利用しやすく、判断能力が低下しても、その人の権利を守り、その人らしい生活を送ることができるよう、広報・啓発活動を行うとともに、専門機関や関係機関につないでいきます。

平成12年4月に施行された社会福祉法には、福祉サービスの苦情解決制度が新たに盛り込まれました。町社協でも、福祉サービスを利用する者の「利用者保護」、福祉サービスの向上のために、苦情解決体制^{※19}（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員）の整備をしました。今後も、福祉サービス利用者や住民への周知活動を進めるとともに、職員に苦情解決体制の意義について周知し、苦情や意見を出しやすい環境づくりをしていきます。寄せられた苦情・意見等については、職員間で共有・分析を行い、業務改善や福祉サービスの向上に努めていきます。

.....

※18 日常生活自立支援事業

社会福祉法第81条にある福祉サービス利用援助事業の1つで認知症の高齢者や知的障害者・精神障害者など、判断能力が十分でない人の福祉サービス利用援助や日常金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行い、地域生活を支援する事業。利用者本人が社会福祉協議会等と契約することにより利用することができ、民法の成年後見制度を補完する制度として位置づけられている。

※19 苦情解決体制

平成12年に施行され社会福祉法第82条の規定により、福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図る観点から、第三者が加わった苦情解決の仕組み。苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援することを目的としている。



3 低所得者等に対する資金の貸付と自立支援

生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯等の自立促進を支援する制度として、国の事業であり、運営は県社協が行い事務の一部を市町村社協が委託を受け、民生委員児童委員の協力により実施しています。

経済・雇用情勢や大規模災害といったその時々々の社会情勢の変化に対応しながら、貸付種類の拡大や内容を見直し、平成 21 年 10 月に実施された大規模な制度改正以降は「第 2 のセーフティネット」の一つとして位置づけられました。

今日の地域社会では、雇用や経済情勢を背景に、経済的に困窮している人々が増加しており、本貸付制度は低所得者世帯が生活保護に陥ることを防止する役割を担っています。

生活困窮者自立支援法の施行に伴う見直しでは、生活困窮者の多くが、複合的な課題を抱えている状況であり、単に貸付を行うだけでなく、生活福祉資金と生活困窮者の自立支援制度が連携して対応することとなりました。特に就労支援をはじめ包括的な支援が必要な総合支援資金と緊急小口資金の貸付は、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とし、両制度が連携した包括的・効果的な支援を行う体制を構築していく必要があります。

県社協、相談支援窓口、民生委員児童委員、福祉事務所、ハローワーク等との連携を強化し、効果的な貸付となるよう取り組んでいきます。

長期滞納者も増加し平成 25 年度から償還率は 30%台に落ち込んでいます。

生活福祉資金貸付制度は償還金が次の貸付原資として循環されます。滞納者に対しては督促状の送付のほか、県社協、民生委員・児童委員と連携し、償還促進運動等による定期的な面談や滞納世帯への個別訪問などを通じて世帯の状況を把握し、個々の滞納状態に応じた適切な支援に努めます。





基本目標4 自立した暮らしを支えるサービスの充実 —在宅福祉サービスの充実—

1 高齢者・障害者等の生活支援サービス

町社協は、住みなれた地域で暮らし続けたいという高齢者や障害者の願いを実現するため、様々な在宅福祉サービス事業に取り組んできました。

住民の在宅生活において介護保険等の公的サービスは大きな効果を得ていますが、公的福祉サービスだけで在宅生活が継続できるわけではなく、制度には隙間も生じます。そうした隙間を担う役割が共助であり、地域での住民相互の助け合いや支え合いが必要となります。

今後も町社協は、公的な在宅福祉サービスの有力な供給主体としての役割を積極的に果たし、更に生活支援事業を住民の協力や参加によって積極的に推進していく必要があります。

2 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

老後に実りある豊かな生活を営むためには、心身ともに健康でなければなりません。また、地域の中で親しい仲間とともに社会貢献等の活動をすることによって、さらに充実感のある生活となります。

町社協では、町からの受託事業により高齢者の生きがいと健康づくり事業として、ふれあい・いきいきサロン、グラウンド・ゴルフ大会、元気はつらつ教室等を実施しており、高齢者の外出機会の増加や同年代との交流が深まるなど、目的は達成されている状況です。

平成29年度からは総合支援事業の中で実施されることから、町と協議し関係機関と連携しながら進めていきます。

3 介護保険事業

町社協は介護保険法施行に伴い、平成12年4月から居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業を行ってきました。

利用者は平成15年度をピークに減少しています。介護保険事業については、制度の改正等により、今後ますます厳しい経営が予想されます。

今後も収支状況や利用者の推移について把握・分析し、効率的な経営に努めていきます。

また、友愛訪問やふれあい・いきいきサロン、老人クラブの集まりなどを活用し、介護保険制度の説明やサービスの利用の仕方について周知し利用者の確保に努めるとともに、介護保険の制度の狭間にある事業についても検討していきます。



4 障害者福祉サービス事業

障害者保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られてきました。平成18年度からは障害者自立支援法が施行され、その後、平成25年4月に障害者総合支援法として施行されました。

障害者総合支援法の目的は、「障害者及び障害児が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とし、総合的な支援を行うことが明記されています。

町社協では、障害者福祉サービスとしてホームヘルプサービスの他、障害者の相談支援として指定特定支援事業者、指定一般相談支援事業者の指定を受け、障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）、地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）を行っていきます。





基本目標5 民間性を発揮した社協づくり ー組織基盤の充実ー

1 組織体制の充実

市町村社会福祉協議会は、民間団体としての主体的な経営判断を行いつつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性を合わせ持つ地域福祉を進める団体として地域住民から信頼されることが強く求められています。

近年、福祉ニーズの増大や多様化、福祉関係諸制度の改正、介護保険事業の経営等、町社協を取り巻く状況は厳しさを増してきております。これから刻々と変化する状況に適切に対応するためには、業務の決定・執行機関である理事会やチェック機関である評議員会を充実させ、法人経営・運営を進めていく必要があります。

町社協では、適正な事務施行体制の維持・向上を目的に、経理規程、決裁規程、個人情報保護規程、事務・事業手順書の整備や法令遵守に関する意識の徹底を図るための内部研修を実施してきました。

今後も法令や町社協の規程を遵守しつつ、必要な改訂を行っていきます。また、年2回の職員による内部監査^{※20}を実施するほか、監事による監査を年3回実施し、内部けん制体制の維持・向上を図ります。

地域福祉の領域や役割が大きくなる中であって、社協への社会的な期待も一層大きくなってきています。こうした社協に対する信頼や社会的な期待にこたえるためには、職員一人ひとりの自覚と責任のある行動が一層重要となってきています。

このことから、組織として職員の求める姿勢を明示し、教育・研修計画を策定し、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員などの資格取得について進め、職場内研修の充実、職場外研修への参加に向けて支援していきます。

六戸町社会福祉協議会職員倫理綱領に基づき、職員一人ひとりが地域福祉を推進する中核的な組織の一員として、価値感や使命感を共有し誇りをもって行動することに努めていきます。

.....

※20 内部監査

業務の効率化・不正の未然防止・事後の速やかな発見を可能にするために、組織内に管理体制を設け業務監査を行う組織機能であり、結果は会長に報告される。なお、内部監査は法令定款の定めに従って行われる「監事監査」と別のものとされている。





2 自主財源と公的財源の確保

町社協が事業を推進していくためには、財源確保が重要となってきます。町社協の主な財源は、社協会費、寄附金、共同募金配分金などの「民間財源」、地域福祉を推進し、町と協働した公共性の高い事業にとりくむための補助金や委託金等の「公費」、介護保険事業・障害者サービス事業等の「事業収入」を財源として運営しています。

しかしながら、近年の景気低迷や国の行政改革等により、町からの補助金・受託金は勿論のこと、民間財源確保についても年々厳しさを増しています。

町社協の活動はそのほとんどが公共性・公益性を有していることから、引き続き町と緊密な連携のもと、必要な補助・委託金の確保に努めていく必要があります。

多様な福祉ニーズに対応する事業を推進していくため、会費や共同募金配分金、寄附金は貴重な民間財源となっています。近年、景気の低迷や、町内会未加入世帯の増加により、年々減少してきています。会費や赤い羽根共同募金を継続的かつ安定的にいただけるようにするため、これまで以上に「用途が見えるもの」として情報公開に努めることはもとより、税制上の優遇措置制度の周知を広報媒体を通じて行うなど、より住民が協力できる環境整備を進めていきます。

また、「住民に頼られる福祉活動」や「民間団体である社協らしい福祉活動」の展開についても協議していきます。

介護保険事業については、制度の改正等により今後ますます厳しい経営が予想されることから、制度改正や利用者推移等についても定期的に把握・分析を行い、効率的な経営に努めていく必要があります。

